

# クリーニング所における指定洗濯物の消毒



## 消毒が必要な洗濯物とは？

次のような洗濯物は、通称「指定洗濯物」と呼ばれ、①洗濯前に消毒をするか、②消毒効果のある洗濯方法を行わなければならない、とされています。

(クリーニング業法第3条第3項第5号)

- 1 伝染性の疾病にかかっている人が使用した物として引き渡されたもの
- 2 伝染性の疾病にかかっている人に接した人が使用した物で、病原体による汚染のおそれがあるものとして引き渡されたもの
- 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これらに類するもの

(クリーニング業法施行規則第1条)



## 具体的な消毒方法

次のいずれかの方法により、洗濯物を処理します。

### 洗濯の前に消毒を行う場合

#### 蒸気による消毒

100℃以上の蒸気に10分以上触れさせる

- ⚠ 温度計で器内の温度を確認すること。
- ⚠ 大量の洗濯物を同時に消毒する場合、蒸気が十分に触れないことがある。
- ⚠ 器内底の水量を適量に維持すること。



#### 熱湯による消毒

80℃以上の熱湯に10分以上浸す

- ⚠ 温度計で湯の温度を確認すること。
- ⚠ 大量の洗濯物を浸す場合は温度が低下する場合がある。



#### 塩素剤による消毒

塩素剤: 次亜塩素酸ナトリウム、さらし粉など

遊離塩素250ppm(0.025%)以上、30℃以上の溶液中に5分以上浸す

- ⚠ 終了時の遊離塩素が100ppm(0.01%)を下回らないように調整すること。
- ⚠ 汚れがひどい場合は遊離塩素濃度が極端に低下することがある。



## 界面活性剤による消毒

界面活性剤：塩化ベンザルコニウム（逆性石ケン）、両性界面活性剤など

適正に希釈した30℃以上の溶液に、30分以上浸す

⚠️ 洗濯（下洗い等）したものを消毒する場合、洗剤成分が残っていると消毒効果が大幅に低下することがあるため、十分なすすぎが必要。

### その他…

#### ホルムアルデヒドガスによる消毒

真空にした装置に容積1m<sup>3</sup>につきホルムアルデヒド6g以上と水40g以上を同時に蒸発させ、密閉して、60℃以上、1時間以上触れさせる

#### 酸化エチレンガスによる消毒

真空にした装置に酸化エチレンガスと炭酸ガスを1対9に混合したものを注入し、  
①大気圧に戻し50℃以上、2時間以上触れさせる、又は、  
②1kg/cm<sup>2</sup>まで加圧して50℃以上、1時間以上触れさせる

#### 過酢酸による消毒

過酢酸150ppm(0.015%)以上60℃以上の溶液中に10分以上浸す、または  
過酢酸250ppm(0.025%)以上50℃以上の溶液中に10分以上浸す

## ● 消毒効果を有する洗濯方法

### 熱湯を利用する洗濯方法

熱湯で80℃以上、10分以上処理する工程を含む

### 塩素剤を利用する洗濯方法

塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム、さらし粉など

遊離塩素250ppm以上のものに30℃以上、5分以上浸す工程を含む

### その他…

#### テトラクロロエチレンを利用する洗濯方法

テトラクロロエチレン（通称パークロ、四塩化エチレン）に5分以上浸して洗濯後、  
テトラクロロエチレンを含む状態で50℃以上に保ち、10分以上乾燥させる工程を含む

#### 過酢酸を利用する洗濯方法

過酢酸150ppm(0.015%)以上60℃以上の溶液中に10分以上浸す、または  
過酢酸250ppm(0.025%)以上50℃以上の溶液中に10分以上浸す

（クリーニング所における衛生管理要領）

## 消毒液の調製方法

A (%)の消毒薬をX (mℓ)希釈して、B (%)の消毒液をY (ℓ)調製するときには次の式で求められます。



濃度A%、Xmℓ



濃度B%、Yℓ

$$X = B \times Y \times 1000 \div A$$

《例》6%塩素剤より、0.03%液5ℓを作るとき、使用する原液の必要量（Xmℓ）は、

$$X = 0.03 \times 5 \times 1000 \div 6 = \mathbf{25(mℓ)}$$

### お問い合わせ先

〒020-0884 盛岡市神明町3-29 6階  
盛岡市保健所生活衛生課  
電話番号：019-603-8310 FAX：019-654-5665  
盛岡市保健所ホームページ  
<http://gwww01.city.morioka.iwate.jp/19hokenjo/kikaku/portal/index.html>

### クリーニング師の研修についてはこちら

〒020-0083  
盛岡市志家町3-13  
財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター  
電話番号：019-624-6642  
FAX：019-654-2741